

●質問への回答

質問No.	質問箇所		質問内容	回答
1	実施要領	II 契約関係 1.売買契約に付す特約	隣接地（5街区2号地）はどのような土地ですか？	<p>南側の隣接地は、当区画整理事業における地権者の土地（仮換地）です。            当人から売却の希望があることを伺っています。            購入を希望される場合は、入札とは別に、個人間の話し合いの中で、売買を進めていただくこととなります。            隣接地権者との連絡を希望する方は、当課までお問い合わせください。</p> <p>なお、当保留地単独での利用となる場合は、南側の隣接地との境界に排水施設等構造物を造成する必要があり、            構造物については、隣接地所有者の負担とならないよう協議を行い、造成していただくこととなります。            また、隣接地については、市で土地の造成を一部やり直す必要があるため、当保留地の引渡しに影響が出る場合があります。</p>
2	実施要領	物件調書	<p>造成工事の際、防災施設（地中排水）として、当該敷地の直下に暗渠排水管は設置されていますか？            設置されている場合は、暗渠排水管の口径と深さ・位置についてデータを頂きたい。</p>	<p>当保留地内には、防災施設（地中排水）は設置しておりませんが、引渡しまでの雨水流出対策施設として、仮設排水路（素掘水路またはコルゲートフリューム水路）及び沈砂池を設置しています。また、管理用の乗り入れ部及び水路落差が生じる区間は、仮設暗渠排水管で仮設排水路を繋いでいます。            口径、深さ、位置については、別紙図面のとおり埋設されています。</p>
3	実施要領	I 保留地売却物件と入札の流れ	引渡し後、事業化する前に譲渡することは可能ですか？	譲渡は可能ですが、当実施要領の入札参加資格の条件は、譲渡先の相手にも引き継ぐこととなります。
4	その他		どのような業種が建築可能か教えてください。	建築及び土地利用につきましては、都市整備部建築土地対策課（電話0545-55-2791）へご相談ください。
5	実施要領	入札参加資格	参加資格に「引渡しの日からおおむね3年以内の事業化を予定する者」とあるが、事業化とは何を指すのでしょうか？	引渡しの日から、少なくとも3年以内に、建築物について建築確認申請を行うようにしてください。